

第二百六十八号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
 右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号	給	給	料	月	額
一			三八三、		五〇〇円
二			四三二、		二〇〇円
三			四八三、		七〇〇円
四			五五一、		五〇〇円
五			六二六、		一〇〇円
六			七一一、		四〇〇円

第二百六十八号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第五条中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百九十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第一項の規定は令和六年四月一日から、改正後の条例第五条の規定は同年十二月一日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定する必要がある。